

○管理者の職務代理者を定める規則

平成 4 年 11 月 26 日
規 則 第 2 号

改正 平成 17 年 3 月 22 日規則第 2 号
平成 19 年 3 月 26 日規則第 1 号

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 152 条第 1 項の規定による職務を代理する者は、男鹿地区消防一部事務組合副管理者潟上市長（以下「潟上市長」という。）とする。

2 潟上市長に事故があるとき、又は欠けたときは、男鹿地区消防一部事務組合副管理者大潟村長とする。

第 2 条 法第 152 条第 2 項の規定による管理者の職務を代理する管理者の指定する職員は、男鹿地区消防一部事務組合消防長の職にある者とする。

第 3 条 法第 152 条第 3 項の規定により、管理者の職務を代理する上席の職員は、消防次長とし、その席次の順序は、次のとおりとする。

(1) 職務の級（男鹿地区消防一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 48 年条例第 12 号）第 2 条において準用する男鹿市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年男鹿市条例第 43 号）第 3 条第 1 項に規定する行政職給料表による職務級をいう。）が上位のものを上席とする。

(2) 職務の級が同じであるときは、給料の号給が上位のものを上席とする。

(3) 職務の級及び給料の号給がともに同じであるときは、年齢の多い者を上席とする。

2 前項各号の規定により席順の順次を決定することができないときは、くじにより定めた順序による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。